

子どもの権利の法制と人間的成長・発達 —比較法制的考察を中心にして—

川瀬 八洲夫
(平成7年9月30日受理)

A study on The Laws of The Child's Right And Humanistic Development of A child —In connection with comparative study of The Laws—

YASUO KAWASE
(Received September 30, 1995)

1 子どもの権利と人間的成長・発達

いま、子どもは、いろいろな調査、報告などに見られるように^(註1)、いじめ、虐待、登校拒否、過当競争、非行、ひきこもり、心身症などに見舞われたり、陥ったり、余儀無くされたり状況にある。本来は人間的発達、形成のためだけに、専門的に組織され、環境づくりされているべき学校と学校教育、そして専門的教師の教育・指導。このもとでの、いじめ・登校拒否・自殺などの事態である。これらのことにあらわれているように、豊かな社会の裏で子どもの不幸な現実が続いている。^(註2)

さて登校拒否、不登校が相変わらずますます増え続けている。文部省の学校基本調査によると1994年度の不登校の児童・生徒(小、中学校)は7万7千人を超え、過去最高を更新し続けている。文部省は「学校ざらい」のうち、いじめなど友人関係に起因するものが、小学校で一割、中学校で二割程度と推測しているという^(註3)。

この登校拒否の発生要因についてであるが、これには学校、家庭、社会(学校や家庭からはなれた所での友達や他の人達と、生活、遊びなどの様々な関係を有する地域や場所など)における身体的、心理的、情緒・感情的、社会・文化的背景があり、どれがどのケースにあるのかは簡単には定め難い。いろいろな事情が複雑に絡み合っているからである。しかしこのことに関りあっているであろう諸要因は、いずれにしてもシリアスである。またこのことに直接的か、間接的かあるいは、遠因においてか、なんらかの関わりがあると考えられるいじめ、校内暴力、体罰、非行、自殺などの諸問題がある。これらは件数的にはやや減ってきてはいるが、その態様は陰湿教職教養科教育史研究室

になっている傾向が強い。このいじめについては国民のおおくは深刻に憂慮している。総理府の「少年非行問題に関する世論調査」では、少年非行のうちで問題とする、国民の判断は一複数解答—いじめ(64.3%)、シンナーなど薬物乱用(51.9%)、校内暴力(40.7%)などが最上位グループであるが、なかんずくいじめがトップで、国民の重大関心事であり、これをシリアスな問題と受けとめていること^(註4)が判る。

いま、現代の子ども一人ひとりの発達、子どもの人間関係は、発達環境において非人間的状況に取りまかれているというべきかもしれない。

ところで子どもの円満な人間の発達には子どもの正当な発達要求に答えていかなければならないのである。子どもの正当な発達要求とはすでに指摘したように^(註5) シャザル(J.Cazal)のいうような子どもの生存と発達への要求としての物質的・生物学的要求、生命的・情緒的要求、情緒的・知的要求、成長、外界発見、自己主張の要求などを意味している。こうした要求は子どもの権利として、理解しておくべきことなのである。子どもの発達段階と、それぞれの発達特性に対応しながらその諸要求を満たすことが望まれる。

本来子どもは権利の主体であって、その権利とは子どもの発達への要求とその承認である。このことは子どもの権利の思想の現代的理論でもある。

子どもについての法は、戦後子どもの福祉、教育、少年司法などの観点から児童福祉法、少年法、学校教育法、また宣言的性格のものとはいえ児童憲章などが制定されてきた。これらは子どもの福祉、教育の保護、発展を進めた。また子どもの人権を守り、人間擁護、人間的発達の点からも大きな進展をみせた。しかし権利の主体とし

ての子ども、人間的権利の主体としての子どもへの志向はまだ稀薄であった。もっと本格的視点から子ども法を制定して子どもの人権の擁護と発展を求めた動きはあった⁽⁴⁶⁾。またこうしたことへの研究、運動もさらに続けられてきた。1989年11月子どもの権利条約（Convention on The Right of The Child）は国連総会で採択され、日本では1994年に批准された。しかし批准にさいしての国会審議では、それに対応する諸法律は、改定の必要がないということで相応の法改正が成されていない。この点、今後さらに綿密な検討と、全体的な子ども法の整合が望まれている。本稿ではこれらの問題の考察のため、子どもの権利論とその法制に、積極的に取組み、「子ども法」(Children Act)と関連諸法を成立させているイギリスの子ども法制の考察を試みながらテーマにアプローチしてみたい。

2 子ども権利とその法制

子どもの生存・保護・発達に関わって、福祉、教育のあらゆる観点から、子どもの権利を法制的に定めた子どもの権利条約は、子どもの全面的な人間的発達をめざし、また促そうという視点から、決定的な意味と役割をもつものである。もともと子どもの権利の考えかたはルソー(J.Rousseau)の子どもを人間として観る。子どもの特性、独自性の発見。そして子どもの固有の成熟、完成とその世界の発見。おとなとは異なった存在としての子ども、いわゆる「教育における子どもの発見」といわれる考え方から、ケイ(E.Key)やデューイ(J.Dewey)に発展し、そしてワロン(H.Wallon)、シャザル(J.Chazal)などの主張。そして法制化と発展する理論にその思想を見る。

さて子どもの権利についての国際的基準でもある子どもの権利条約では、子どもは権利の主体として、また発達の特徴から、子どもは特別のケアを受け、幸福、愛情、理解のもとでの成長、発達が図られることになっている。また少年司法運営についての配慮が取り決められる(権利条約前文)ことを前提としてこの条約がつけられている。

この権利条約はあらゆる差別を超えて、子どもの円満な人間的成長・発達を促進させるために「無差別平等と子どもの最善の利益」、「子どもの人間的尊重・人格の尊重、保護」、「人権主体としての権利行使」、「調和のとれた人間的発達と教育へのアクセス」、「特別のケア・援助

一身体・精神等の未熟への配慮」、「条約の広報一すべてのおとなと子どもへの周知」、「実施の責務と報告」などの性格を有しつつ、つけられている。子どもの権利の保証は以上のように多くの視点から進められている。

さてこの条約は、子どもの権利の内容を

1 生存と発達の権利

子どもの最善の利益(Article-1)、生命・生存・発達(A-6)、意見表明(A-12)などの諸権利

2 人格・人身の自由の権利

思想・良心・宗教の自由(A-14)プライバシーと名誉の保護(A-16)司法手続(A-40)などの諸権利

3 養育・保護・医療の権利

親による教育と国の親への援助(A-18)健康と医療への権利(A-24)生存・発達に必要な生活条件を確保する権利(A-27)などの諸権利

4 子どもとして保護される権利

搾取および有害労働からの保護(A-32)麻薬や向精神薬からの保護(A-33)あらゆる形態の搾取からの保護などの権利

5 教育・文化に関する諸権利

教育に関する権利(A-28)、休息や余暇、遊び、文化のおよび芸術的生活に参加する権利(A-31)などの諸権利

こうした視点から子どもの権利内容が指定されているが、これらが実際の家庭や家庭生活、学校教育の場、社会や社会生活の具体的状況のそれぞれのケース・場面でどう理解され、生かされ、実施されていくかが重要である。このためにはあらゆるおとな、親、学校の教員、そして政治・経済・社会・文化のリーダー、国・各自治体、立法・行政・司法に携わるそれぞれの当事者の鋭い人権感覚と秀れた判断力、なによりも前向きな積極的な対処が必要なのである。

わが国では先にあげたように子どもの福祉、教育、文化、司法などに関わっての多くの法を有しているが、1994年3月の子どもの権利条約の批准に際しては、いくつかの留保条件を付しつつ、国内法との抵触はないとして、関連する国内法の本格的検討には着手しなかった。これから具体的な教育、福祉などに関わる諸問題の生起が予測されるが、今後の成り行きが注目されよう。

西欧諸国の多くでは子どもの人権の理論や法制に前向きに取り組んでいるが、このなかでも特にイギリスでは

子ども法 (Children Act) を制定し、このことに積極的に取り組んでいる。ここでの課題は子どもの権利の法制的課題の重要な問題提起になっているのである。

3 子ども権利とその法制化 —イギリスの子ども法に関わって—

子どもの権利の思想や教育権の問題を国際的レベルで取り組んできたリンジェ (C.Wrinng) は子どもの権利や発達を生活、教育の現実作用にリンクさせ、子どもの権利や教育権は子どもが直接必要とする環境、物資などの福祉的権利、保護される権利、発達のために必要とされる条件の質的、量的享受の問題にあることを指摘していた^(註7)。

もともと子どもの成長・発達の過程は複雑で難しい課題を一つひとつ乗り越えていく道である。そして望ましい人間の発達には適切な過程と時間が必要なのである。子どもの権利や子どもの発達・心理の研究にその力量を発揮しているリーチ (P.Leach) は人間的に望ましい態度や行動の学習・修得は、いかなる技能の学習よりも難しいし、より時間のかかるものである。なぜならこのためには人間の持つ強いさまざまな衝動をコントロールし、本来的に望ましいことに反するような気ままな行動をしたがる欲求を制御する必要があるからだと分析している^(註8)。このように望ましい子どもの人間的発達のためには子どもの権利—子どもの持つ発達のための正当な要求をどう汲み取り、組織していくかが重要な課題になるのである。

さてイギリスでは1989年子ども法 (Children Act) が制定され、1991年10月15日に実効になった。この法律は子どもに関わることで、将来に、大きく影響を及ぼす根本的変革をもたらした法であると評価されている^(註9)のものである。

それではこの子ども法の中心的内容はいかなるものだろうか。その基本的性格は次のような視点から作られている。

- 1 子ども福祉は、裁判所が子どもの将来の決定をすることに關しては、最高の最優先 (overriding fact) の課題であること
- 2 子どもは同居しているかいなかを問わず、両親の愛情とケアを受ける権利を持つこと
- 3 子どもへの措置の遅滞は子どもに悲劇的影響を与えること

- 4 離婚している親は彼等の子どものためには裁判所の裁定によることなしにでもできるだけ子どもへの最善の措置 (the best arrangements) をとるべきこと
- 5 裁判所は子どもの扱いに関する処置には、弾力性のある命令 (flexible order) をなすべきこと
- 6 訴訟手続はすべての人の利益に適うように簡潔にすること
- 7 子ども危険や必要ごとを扱う地方当局 (local authorities) は出来るだけ両親との協力 (partnership) の下にことを行うべきこと
- 8 裁判所は裁定一介入 (intervention) がより子どもの利益 (beneficial) に適うときにだけ介入すべきこと
などである^(註10)

イギリスではこの子ども法に関連して1991年に子ども援助法 (The Child Support Act) が定められている。これは子どもの扶養についてのあらゆるアプローチのし方に変化をもたらしたものであった。これはこれまでの子どもの扶養についての裁判所のありようを変えた。子どもの扶養についてのありかたの新しい体系をつくったものであった。そしてそれは全国に配置された社会保護局によって進められる。それは次のような観点からおしすすめられる。

- | | |
|--------------|------------|
| a, 有資格の子ども | b, 親の無い子ども |
| c, ケアをうけている人 | d, 法の範囲 |
| e, 査定の方 | f, 査定の算定 |
| g, 扶養の要素 | h, 訴え |
| i, 法への非難 | j, 規則の変更 |
- 他である^(註11)。

かくしてイギリスにおいては子どもの人権、権利の現実は根本的に変化し進んでいる。この子ども法は子どもに関する私法の領域での一般原理、規則、命令系統の根本的改革であり、公法へのインパクトも大きかったと評価されている^(註12)。1989年成立のイギリスの子ども法は、子ども青年法 (Child Young Person Act 1969年)、子ども保護法 (Child Care Act 1980年) 子ども保護法再審 (The Review of The Child Care Law 1985年) などの検討、改善、改定を経ながら、画期的な子ども法の成立に至ったものであった。

子どもの権利の思想とその法制への発展を、子どもの解放 (liberation) からの視点と子ども問題の哲学的、

思想的考察のもとに展開しているアーチャード (D. Archard) は次のように分析している^(#13)。

子どもの解放運動の根は西欧産業国家における子どもへの抑圧に抵抗する1960年代にあり、それは子どもとおとなとの間の差別への批判、子どもの健康、教育への最低基準の確立、子どもへの暴力、残虐からの子どもの解放、そしてこうしたことの取扱いの保証、これらを権利へと発展させること、更に、法的保証、そしておとなに対してなされている全ての権利を子どもへと上げられたと、このような基盤を背景にした子どもへの理解はより広範な子どもへの人間的権利へと発展する。イギリスにおいては先に述べたように法的整備をともないながら発展した。イギリスでは子ども法と子どもの権利の整備に対応しつつ、家族法 (Family Law) で、子どもにたいする親の責務が一層明確にされてきた。この面での研究者であるペース (P.J.Pace) は親の子どもに対する権利、義務、支配力について、その観念を明確にしている^(#14)。この権利については、「子どもの財産、子どもとの接触」、「子どもの教育と宗教への管理」、「理にかなったしつけ」、「子どもの結婚の同意」、「医療の同意」、「子どもの養子縁組への賛同」、「名前の変更についての同意」、「子どもの財産の管理」、「子どもの後見人の任命」などをあげている。

子どもへの義務については、「子どもの教育についての保証」、「子どもの扶養」、「子どもの保護」、「法的処置についての子どもの代理代表」をすることなどをあげて説明している^(#15)。こうした子どもの扶養、保護、教育、宗教、結婚などについての権利、義務などの規定について、その解釈、適用にあたっては、子どもの福祉が最高の配慮 (paramount consideration) と最優先のもととされねばならない。また親には子どもへの宗教教育、普通教育 (secular education—世俗教育) の権利と必要性は認められるが、しかしこれに関しては、子どもの幸福と安定を乱すことは厳に禁止されているのである^(#16)。

さて日常生活のレベルにおいて子どもの権利や義務をどう理解したらよいか。このことについて、子どもの成長段階に応じて、彼等の権利、義務を分かりやすく例示し、誰にも判るように説明されている^(#17)。

それは

5才…付き添いなしでPGカテゴリ (準一般映画—親の指導が望ましいもの) の映画を観覧できる。しかし

ロンドンでは7才までは不可である。実際には映画館の支配人の裁量による。

12才…ベットを買うことができる

14才…パブに入ることはできるが、そこでアルコールを買ったり、飲むことはできない。

15才…カテゴリ15の映画 (15才未満入場禁止の映画) を観覧できる。

16才…社会保険番号を得ることができる。親や保護者の同意なしに家庭を離れることができる。少女は性的交渉に同意してもよい。親の同意のもとに結婚することができる。少年は親の同意のもとで陸・海・空の軍隊に入ることができる。自分のパスポートを申請できるが親の一人は同意を記入しなければならない。しかし結婚していたり、軍隊に入っているばあいには親の同意を必要としない。レストラン、パブ、ホテルなどでの食事時にはビール、サイダー、ワインをのんでもよい。

保護下にある子どもには法的責任を持ち、もし虐待すれば刑法上の責任をもたされる。

17才…保護規則はもう適用されないし、保護は受けられない。中、重量級車両以外のはほとんどの車両の運転免許書を持つことができる。小火器と弾丸を買ったり、借りることができる。

18才…成熟の年齢に達する。法的視点からはおとなである。地方選挙、総選挙の選挙権を有する。陪審員になる資格がある。土地や家屋、アパートの購入の契約ができ、抵当権が認められる。自己の権利についての訴訟を起こすことも出来る。亡くなった人の財産管理や遺言執行者としての行為ができる。親の署名なしに銀行口座、郵便局口座を開くことができる。もし希望するならば、軍隊、海兵隊に入ったり、船員になることができる。バーでアルコールを買ったり、飲むことができる。18才から3年以内に起きた個人的傷害についての訴訟を起こすことができる。カテゴリ18の映画を見ることができる。成人向きビデオと指定されたビデオを買うことができる。ビデオは指定された年齢に適合するものでなければならない。

21才…本人とそのパートナーが21才以上であれば個人的に同性愛行為を承諾することができる。しかし同意の年齢は18才まで下げられるべきである。下院議員、地方議会議員になることができる。

などである。こうして具体的にそれぞれの権利が説明

されているのである。

結びに

以上の分類、説明をみると5才から21才までのふしめ、ふしめの年齢時に、基本的な態度、行為、観念などの法的、社会的許容範囲が明示されている。これを一つの手掛かりとして子どもの、法にうらづけられた日常のかつ具体的な権利・義務関係に、実際とそれらに深く関わる観念、思想、法制を理解することができよう。またこれらのことの法的、社会的是非、判断の基礎にもなるものである。

さてイギリスの子ども法とそれに関わる諸法律は子どもの権利と子どもの人間的発達のための諸条件の問題の考察に多くの示唆を与えている。子どもの権利の法制—すなわち親、家族、教育、宗教、福祉、社会などのそれぞれ、またその相互の関係の考察が必要であるし、子ども法とそれにかかわる諸法律の詳細な考察が望まれている。こんご更にこのことの研究を深めたいと考えている。
(未完)

注、1 「青少年白書」(総務庁)「日本子ども資料年鑑」(日本総合愛育研究所) などに見る調査

同、2 「子ども白書」草土文化 1995年版 —いじめ社会と子ども—

同、3 朝日新聞 朝刊 8月11日

同、4 読売新聞 朝刊 9月7日

同、5 東京家政大学研究紀要 第31集所収 川瀬著

「子どもの権利と教育権」

- 同、6 日本法社会学会「子どもと法」 法社会学第32号 昭和55年
- 同、7 C.Wringe「Children Right」Routiedge and Keganpaul pp.135-140
- 同、8 P.Leach「Children First」Michael Joseph p,119
- 同、9 The Daily Telegraph「Everyday Law」Harper collins Publisher p,51
- 同、10 Masson & Morris「Children Act Manual」Sweet & Maxwell Part
- 同、11 The Daily Telegraph「Everyday Law」Harper collins Publisher p,53
- 同、12 D.J.Bloy「Family Law」Blackstonne Press LTD p,197
- 同、13 D.Archard「Childrenright and childhood」Routledge pp,45-48
- 同、14 P.J.Pace「Family Law」The M&E Handbooks Series pp,221-222
- 同、15 P.J.Pace「Family Law」The M&E Handbooks Series p,221
- 同、16 The Daily Telegraph「Everyday Law」Harper collins Publisher part
- 同、17 The Daily Telegraph「Everyday Law」Harper collins Publisher pp,89-90